

平成 27 年度 社会福祉法人 舞鶴会 事業計画

1. 全事業所概要（ ）内は介護保険指定事業の種類

- ①特別養護老人ホーム長生園
(介護老人福祉施設：併設短期入所生活介護・ユニット型介護老人福祉施設)
- ②長生園デイサービスセンター
(通所介護(介護予防))
- ③長生園ホームヘルパー派遣センター
(訪問介護(介護予防)・障害福祉サービス(重度訪問介護・居宅介護))
- ④長生園在宅介護支援センター
(居宅介護支援)
- ⑤グループホームまいづる
(認知症対応型共同生活介護：短期共同生活介護・(各介護予防))

特別養護老人ホーム長生園 事業計画

- 入所定員：①介護老人福祉施設(従来型)：定員 40 名(併設短期入所生活介護 8 名)
②ユニット型介護老人福祉施設：定員 40 名(南棟 20 名・北棟 20 名)

理 念：「明るく、楽しく、和やかに」をモットーに利用者本位のサービス提供体制を築き、安心して快適な環境を整備し、誰からも親しまれ、喜ばれる施設づくりを目指します。

基本方針：ア. 特別養護老人ホームの役割を認識し、重度の要介護高齢者の生活の場として、快適な介護サービスの提供に努める。

イ. 利用者の個性を尊重し、その人らしい生活が継続できるように、ニーズに対応した施設サービス計画に沿ったケアの提供に努める。

重点目標：ア. 介護部門が従来型多床室(本館)とユニット型個室(南、北)2つに指定区分されて運営されるが、それぞれの特徴を生かしつつ、相互にまた多職種との連携を密にした介護サービスの展開を図り、施設全体のサービス向上に努める。

イ. 医師及び看護職員と介護職員の連携を密にし、常に入所者の健康の状況に注意し、疾病の早期発見、および感染症予防等に努める。

ウ. 短期入所生活介護においては、居宅介護支援事業所との連携及び情報の共有化を図り、円滑かつ安全なサービスの提供に努め、地域ケアの一端を担うものとする。

エ. 適切な人材確保を行い、介護職員の処遇改善を図りながら、経費削減等を講じ、施設の安定した運営が継続的に実施されるように努める。

3. 部門方針

(1) 医療・看護

- ①施設の運営等が従来型とユニット型に区分され、看護職員はそれぞれ別々に配置されるが、嘱託医師および介護職員をはじめ生活相談員等、相互の連携を図り、入所者の健康状態、疾病状況の変化に速やかに対応できる体制を作る。
- ②在園での看取りについては、家族とともに医師、看護職員、介護職員等が共同してその人らしさを尊重した看取りができるよう支援する。
- ③園内感染対策について、当該委員会への助言指導を行うとともに、結核対策として胸部レントゲン・喀痰検査、インフルエンザに対してワクチン接種を推進しながら、万一感染症が発生した場合においても園内感染拡大防止に努める。

- ④褥そう予防対策の管理部署として、他部署との連携および指導の体制を確立する。
- ⑤経口維持・経口移行計画及びその遂行について各部署への助言・指導を行う。
- ⑥入居者のケア記録等の LAN 構築により関係職域との情報の共有を図り、入居者の健康状態の管理を強化する。
- ⑦理学療法士及び介護職員との連携により個別機能訓練の充実を図る。また骨折等重大な介護事故発生を防止するため、実技研修など理学療法士による指導を強化する。
- ⑧介護職員による医療的ケア（喀痰吸引等）が円滑に行えるよう、医務室研修においても実践的で充実させた内容にする。

(2) 介護

ユニット（北・南）部門

- ① 入所者一人一人がその人らしく生活できるように、明るく楽しい環境や人間関係の中で穏やかな時間を過ごせるように個別ケアに努める。
- ② 入所者が日常生活における様々な場面で自らが選択し自由な自己決定ができる尊厳のある生活を提供する。
- ③ 入所者の日常の暮らしを観察し（アセスメント）個別のニーズを検討し、日々の暮らしの中からその方に必要なニーズを検討しプランを立案し展開する。その中で必用に応じて「個別機能訓練計画書」「経口維持計画書」又「看取り介護計画書」を策定し展開することで利用者個人の豊かな生活を援助する。
- ④ 入所者の異常の早期発見ならびに PHS を使用した職員同士・医務室への迅速な連絡体制により、入所者の体調変化に即座に対応出来るよう努める。
- ⑤ 個別の余暇活動やユニットでの行事を計画、実践し楽しみのある生活を送って頂き「寄り添うケア」の充実を図り、個別ケアの推進に努める。
- ⑥ 介護職員間はもちろん、関係各部署（給食・医務室・事務）との連携により、入所者の生活全般を総合的に支え、より快適な生活環境を提供出来るよう努める。
- ⑦ 入所者の状況等については、家族に対し、逐次また面会時には必ず報告することにより、家族との信頼関係を築きながら家族の意向や要望に応えられるように努める。
- ⑧ 「ユニット北」「ユニット南」との連携を図り、ユニット行事の充実と入所者同士の交流を深める。職員同士の協力・助け合いで介護の質の向上を目指し、より良いユニットケア（個別ケア）を実施していく。

本館

- ① 本館においてケアを展開していく上での理念として「1. 笑顔、思いやり優しい言葉かけに努め寄り添うケアを行う。」「2. 入所者の思いを大切に穏やかな生活ができるよう環境作りに努める。」を掲げ、理念に沿ったケアを推進し、個別ケア、家庭的な環境づくり、また余暇活動の効果的な提供に努める。
- ② 重度の要介護状態であっても、施設サービス計画（ケアプラン）に則した ADL の維持をはじめ、利用者本位のケアを行うことに努める。
- ③ 短期入所（ショートステイ）のケアにおいては、円滑な情報伝達の徹底及びその共有化を図り、介護事故の防止また良質な介護サービスの提供に努める。
- ④ 看取り介護においては、日々変化する状態を的確に把握し、多職種間の連携を強化し、また必要に応じ家族への協力を求めながら、できるかぎり心身共に安楽な生活を過ごしていただくように努める。
- ⑤ 施設内における介護事故防止対策については理学療法士および看護職員との連携を図り、万一事故発生の場合でも速やかに的確な対応を行うとともに再発防止に努める。

- ⑥ 新任職員の育成は、現場で求められる基礎的な知識や技術を早期に身につけられるよう、一貫して集中的な指導のできる職員体制で行う。
- ⑦ ご利用者ご家族に対して、入居者の状況等をご面会の際やお電話で丁寧に説明し、当園でのケアをご理解いただき、また同時にご家族からのご意向等を積極的に伺い、より良いケアにつなげるとともに、信頼関係の構築に努める。

介護部門共通事項

- ① 医療的ケア（たんの吸引）については、医師及び看護師の指導のもと介護職員の養成と安全な実施に努める。
- ② 多職種協同の体制で、事故防止対策、身体拘束廃止、機能訓練推進、感染症予防対策、看取り介護等の各委員会および研修等の充実を図る。

(3) 給食

- ① 給食業務委託会社と連絡を密に行い、相互に協力し、円滑な給食サービスの提供に努める。
- ② 関係部門（看護・介護）との連携、情報の共有を図り、入所者の食事摂取状況や体重推移を把握し、食事面から入所者の体調管理に努める。
- ③ 嚥下困難、摂食不良等に対しては、関係部門（看護・介護）のほか、家族の協力と理解を得ながら食事形態や内容の変更、栄養補助食品の利用など身体状況に応じた柔軟な対応に努める。
- ④ 給食業務委託会社と連携し、食中毒防止をはじめ衛生管理を徹底し、「安心」・「安全」な食事提供に努める。また「食」の楽しみについても探求し、入所者に喜ばれる給食サービスの提供に努める

(4) 事務

- ① 平成 27 年度介護報酬の改定内容の情報を正確に収集し、適切な役割分担と複数体制でのバックアップ及び内部牽制を図ることで、算定要件の的確な把握による介護報酬の請求事務をはじめ、安全で間違いのない事務処理に努める。
- ② 介護報酬の改定（減額）への対応として、様々な経費節減等や業務の効率化の提案や啓発を行い運営に取り込むことに努める。
- ③ 施設の窓口として、適切な接客マナーの向上に努め、利用者等からのご意見や苦情についても、生活相談員や介護支援専門員などと連携を図り、信頼関係の構築に努める。

(補足)

生活相談員 2 名体制により、医療機関や居宅介護支援事業所との連携を強化し、またご家族との連絡調整を密にすることで、円滑な入退所業務を遂行する。また施設内においては、絶え間のない良質な施設サービスの提供ができるよう多職種間のパイプ役として、個別のケアや全体的な施設内行事、研修等の計画および実施にあたる。